

譲渡所得などの申告は宇治税務署へ

宇治税務署の確定申告会場は、 税務署1階です

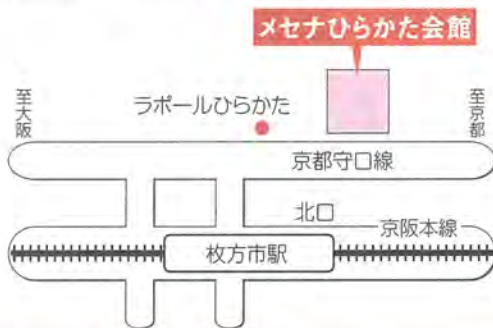


- 開設期間 2月3日(月)～3月17日(月)(土・日・祝日を除く。ただし、2月23日(日)と3月2日(日)は開設します)。
※2月14日(金)以前は還付申告に限ります。
- 受付時間 午前9時～午後5時
※混雑の状況により早めに申告相談の受け付けを終了させていただく場合があります。
※申告会場へお越しになる際には、なるべく電車・バス等の公共の交通機関をご利用ください。

還付申告センターを ご利用ください

還付申告をされる人の利便を図るため、還付申告センターを開設し、税理士による相談を実施します。※年末調整済の給与所得者が対象です。住宅の買換え等、譲渡所得のある人は税務署の申告会場で直接申告してください。

- 枚方会場 メセナひらかた会館6階(京阪「枚方市駅」北口を出て徒歩5分)
- ◇開設期間 2月5日(水)～2月14日(金)
- ※土・日・祝日は開設しません。
- ◇開設時間 午前10時～午後4時



土地や建物、株式などの「譲渡所得」の申告は、直接、宇治税務署の確定申告会場へお越しください。
※市文化センターの会場では受け付けをしていません。

事業者の皆さんへ

消費税法改正のお知らせ

4月1日から、消費税(地方消費税を含む)の税率が8%になります。

4月1日を含む課税期間の消費税および地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿等において、課税取引を適用税率ごとに区分しておく必要があります。

詳しくは、国税庁のホームページの「消費税法改正のお知らせ」をご覧ください。

問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141 (盲点音声を案内) 消費税率を操作してください

安全・確実・便利な 口座振替の利用を

市税の納付や保険料の支払いは、口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため、納期ごとにわざわざ出向くこともなく、納め忘れもありません。

市税・保険料の納付には、安全・確実・便利な口座振替を利用しましょう。

★市税の納付

振替は各納税義務者の税目単位で行います。軽自動車税は、所有されている軽自動車すべての税を振替します。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または納税課で行うことができます。

振替は平成26年度分からとなります。市外金融機関で口座振替申込書がない場合は、自宅へ郵送すること

もできます。郵送を希望される場合は、早めに納税課までご連絡ください。

★保険料の支払い

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の保険料のお支払いにも、口座振替をご利用ください。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または、銀行口座届出印をご持参いただければ、保険料収納課でも行うことができます。

ただし保険料を年金から天引き(特別徴収)されている人は、天引きが優先されます。

◆問い合わせ 保険料収納課

バリアフリー改修で 固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を減額します。減額範囲は、改修した家屋の固定資産税額(床面積100㎡までを限度)の3分の1相当額です。

▽住宅と居住者 平成19年

1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)で、次のいずれかの人が居住する住宅①65歳以上の人(改修工事が完了した翌年1月1日現在)②申請時に要介護認定または要支援認定を受けている人または障がい者

▽改修工事 平成25年4月

国民健康保険料等の負担を軽減

非自発的失業者の保険料軽減
会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減する制度を平成22年4月から実施しています。対象者は次の①②の要件をいずれも満たす人です(申請必要)。

- ▽要件 ①離職時点65歳未満②雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人
- ▽軽減方法 離職日翌日の属する月から翌年度末の間、失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います
- ▽手続き 雇用保険受給資格者証を取得し、国民健康保険証、印かんと共に持参のうえ、国保医療課で手続きをしてください。

その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月額額を3割減免します。

得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。詳しくは、国保医療課までお問い合わせください。

一部負担金の減免等
国保加入者が、ひとつの医療機関で1か月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

費用がわかる書類と居住要件を満たすことを示す書類等を添付して申請してください。(必要に応じて現地確認を実施)

※新築住宅に対する軽減または住宅耐震改修軽減を受けている場合は、適用されません。バリアフリー改修と耐震防止改修を同時に実施し、その改修が減額要件に適合する場合、両制度とも軽減(それぞれの申請が必要)が受けられます。

◆問い合わせ 課税課

◆問い合わせ 課税課

◆問い合わせ 国保医療課